

## 村上市男女共同参画計画策定委員会設置要綱

平成 23 年 3 月 31 日

告示第 161 号

## (設置)

第 1 条 村上市における男女共同参画社会の形成を目指し、村上市男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するため、村上市男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会に必要な事項に関すること。

## (構成)

第 3 条 委員会は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係する各種団体に属する者
- (2) 関係する行政機関に属する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 委員会にアドバイザーを置くことができる。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、初回の会議については、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

## (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。